事業推進の心　仮設労働安全新生プラン

ACCESS 陽のあたる安全文化の創造

もうよそう ヒューマンエラーの他人事　築こう 安全足場で身近なしあわせ　めざそう 安心して暮らせる 心豊かな国創り

ACCESS新聞
Alliance Cooperation of Construction Equipment & Scaffolding for Safety

Vol.120

編集・発行人　篠田伸夫
発行所
全国仮設安全事業協同組合本部
〒103－0001
東京都中央区日本橋小伝馬町15－18　日本橋ＳＫビル
ＴＥＬ03－3639－0641
ＦＡＸ03－3639－0640

北海道支部	〒004－0015	札幌市厚別区下野幌テクノパーク２－１－14	電話(011)899-3275　ＦＡＸ(011)899-3276
東北支部	〒980-0802	仙台市青葉区二日町13-22-407（カルコスビル４Ｆ）	電話(022)713-6051　ＦＡＸ(022)713-6052
関東支部	〒103－0001	東京都中央区日本橋小伝馬町15－18（日本橋ＳＫビル５Ｆ）	電話(03)3639-1571　ＦＡＸ(03)3639-3980
北信越支部	〒950－0923	新潟市姥ヶ山6-5-26（臼木ビル2-B）	電話(025)257-0066　ＦＡＸ(025)257-0067
中部支部	〒457-8535	名古屋市南区浜田町1-10　２Ｆ	電話(052)614-0701　ＦＡＸ(052)614-0705
近畿支部	〒550－0006	大阪市西区江之子島１－６－８（シャンピア阿波座1003号）	電話(06)6443-5213　ＦＡＸ(06)6443-5214
中国支部	〒730－0016	広島市中区幟町3－55（幟町ゼネラルビル6Ｆ）	電話(082)511-2051　ＦＡＸ(082)227-2720
四国支部	〒769－2101	香川県さぬき市志度1883-１（大河原ビル202）	電話(087)814-2245　ＦＡＸ(087)814-2246
九州支部	〒811－2101	福岡県糟屋郡宇美町大字宇美字古野ノ口3426-9	電話(092)957-0032　ＦＡＸ(092)957-0033

ホームページhttp://www.kasetsuanzen.or.jp/ Eメールinfo@kasetsuanzen.or.jp　各都道府県の支所へのお問い合わせは、各ブロックの支部まで連絡ください。

「墜落事故防止対策」「足場の安全点検」強化が活発に

国交省住宅局・大臣官房営繕部　特記仕様書・重点対策（抜粋）

国土交通省・住宅局及び大臣官房営繕部はこのほど、足場からの墜落事故防止等に関する重点対策を策定するとともに、特記仕様書も改訂しました。住宅局の重点対策では、足場点検専門知識を有する者として、本組合の仮設安全監理者資格取得講習会を受講した者と明記、足場の安全点検について強化する動きが活発になっております。今回は、抜粋文を掲載します。

国営整第51号
国住備第18号
平成22年５月31日

全国仮設安全事業協同組合　理事長殿

国土交通省
大臣官房営繕部整備課長
住宅局住宅総合整備課長

建築物及び住宅の建設工事における足場からの墜落事故防止等について

標記につきましては、従来から特段の配慮をお願いしてきたところですが、今般、国土交通省が発注する営繕工事については別添１のとおり、また、公共住宅の建設工事については別添２のとおり通知文を発出し、足場からの墜落事故をはじめとする建設事故防止を図ることとしましたので、参考に送付いたします。

貴団体におかれましては、営繕工事及び公共住宅建設工事における足場からの墜落事故防止等に努めていただくとともに、これらの取り組みを参考として、建設工事全般にわたって、事故防止に努めていただくようお願いいたします。

別添１

国営整第40号
国営設第26号
平成22年５月31日

北海道開発局　営繕部長
各地方整備局　営繕部長
沖縄総合事務局　開発建設部長

大臣官房営繕部
整備課長
設備・環境課長

平成22年度における営繕工事事故防止重点対策の実施について

営繕工事における事故防止については、従前より公共建築工事標準仕様書の施工中の安全確保等の規定に基づき対応を行ってきたところである。

近年、労働災害は減少傾向にあるものの、依然として多くの死亡者が出ており、建築工事における死亡事故については、約６割が墜落によるものである。このため、営繕工事においても足場等からの墜落事故防止対策等を重点的に実施してきたところである。

今般、営繕工事において下記のとおり、平成22年度における事故防止重点対策を実施することとしたので適切に措置されたい。（略）

記

１．足場からの墜落事故等防止対策

（１）工事で設置する足場は、「「手すり先行工法に関するガイドライン」について」（厚生労働省　平成21年４月）の「手すり先行工法等に関するガイドライン」によるものとし、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、すべての作業床について手すり、中さん及び幅木の機能を有するものを設置するものとし、適切に費用を計上するものとする。

（２）工事現場に設置された足場に対しては、同ガイドラインの「第６　留意すべき事項」に示される次の事項について、確実に履行されるよう請負者に働きかける。
１）足場の構造
２）足場の組立て作業
３）足場の点検等
４）足場を使用する作業等

（３）足場等の点検強化に関する措置として、足場の組立て、解体又は変更時の点検は、当該足場等の組立て作業を担当した者以外の専門知識を有する者により点検を行うよう請負者に働きかけるとともに、必要に応じ、その点検結果の確認等を行う。

（４）（１）に関連して、厚生労働省労働基準局安全衛生部長から都道府県労働局長及び業界団体の長宛に、「足場等からの墜落等に係る労働災害防止対策の徹底について」（厚生労働省　平成21年４月）が通知されているので、あわせて参考にすること。

２．屋根工事等に係る安全対策
屋根面等からの墜落事故防止対策として、必要に応じ、建方作業台、渡り歩廊、墜落防護さく等のＪＩＳＡ8971（屋根工事用足場及び施工方法）による足場及び装備機材の設置を請負者に働きかける。

３．営繕工事における発生事故等を踏まえた安全対策
安全協議会等、工事現場で請負者が行う工事事故防止の取り組みの中で、今までに営繕工事で発生した事故を踏まえ、特に次に示す事項に係る作業手順の遵守等、工事の安全確保のための指導を現場作業員に徹底するよう働きかける。
１）足場等の作業開始前点検の実施及び高所作業時の安全帯等の使用
（略）
４）工事機材等を含む仮設資・機材の作業開始前点検及び適切な使用方法の遵守

４．工事事故防止に係る広報活動の推進
工事現場で請負者が行う工事事故防止の取り組み（事故ゼロ宣言等）について、看板等の設置などにより、現場作業員や周辺住民に周知することを安全協議会等について働きかける。

５．安全活動の評価
請負者から提出された、各種チェックリストの活用などの安全活動の創意工夫の成果を、工事成績評定の判断材料の一つとする。

別添２

国住備第16号
平成22年５月31日

都道府県・指定都市　住宅主務部長殿
独立行政法人都市再生機構
技術・コスト管理室長殿

国土交通省住宅局住宅総合整備課長

公共住宅の建設工事における足場からの墜落事故防止について

建設業における労働災害の防止に資するため、従来より公共住宅の建設工事における足場からの墜落事故防止について適切な措置を講ずるよう要請してきたところであり、「公共住宅建設工事共通仕様書（平成19年度版）」（公共住宅事業者等連絡協議会編集）においても、足場からの墜落事故防止のための措置が規定されるとともに、平成21年６月１日施行の「労働安全衛生規則の一部を改正する省令」（平成21年厚生労働省令第23号）及び「手すり先行工法等に関するガイドライン」を踏まえ、事連協より公共住宅建設工事で設置する足場に関する設計図書上の取り扱いを別紙のとおりしているところである。

貴職におかれては、引き続き、事連協の取り扱いを踏まえて適切に対応するとともに、下記事項に留意することにより、足場からの墜落事故防止に一層努められたい。

また、厚生労働省労働基準局より「建設業における足場からの墜落防止措置の実施状況に係る調査結果」が公表されたので、足場からの墜落防止措置に係る取り組みを推進するにあたり参照されたい。

なお、管内市町村（政令指定都市を除く。）、地方住宅供給公社等にも、この旨周知するようお願いする。

記

１．厚生労働省労働基準局安全衛生部長から都道府県労働局長及び業界団体の長宛に、「足場等からの墜落等に係る労働災害防止対策の徹底について」が通知されているので、参考にすること。
特に、足場等の点検については、労働安全衛生規則（以下、「安衛則」という。）第567条の規定に基づき、足場の組立、一部解体又は変更の後に行う点検、補修及びその記録の保存を徹底するとともに、足場等の種類別点検チェックリストを作成し、効果的に安全管理を行うことを推奨すること。さらに、足場の組立完了時の点検に当たっては、当該足場の組立作業を実施した者以外の専門知識を有する者による点検を推奨すること。
なお、「専門知識を有する者」として、以下の者が想定されるので、点検の適切な実施に当たっての参考にされたい。
①足場の組立て作業主任者であって、労働安全衛生法第19条の２に基づく足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受けた者
②労働安全衛生法（以下「法」という。）第81条に規定する労働安全衛生コンサルタント（試験の区分が土木又は建築である者）、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う研修を修了した者など、法第88条に基づく足場の設置等の届出に係る「計画作成参画者」に必要な資格を有する者
③足場の組立て等作業主任者、元方安全衛生監理者等であって、**全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」**、建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた者等足場の点検に必要な専門的知識の習得のために行う教育、研修又は講習を修了するなど、上記①又は②に掲げる者と同等の知識・経験を有する者。

２．足場に関連する日本工業規格としては、「鋼管足場（ＪＩＳＡ8951）」、「先行型手すり（ＪＩＳＡ8961）」、「つま先板（ＪＩＳＡ8962）」等の他、屋根工事は「屋根工事用足場及び施工方法（ＪＩＳＡ8971）」の施工標準に基づき、建方作業台、渡り歩廊、墜落防護柵等の設置を推進すること。なお、日本工業規格の内容については、日本工業標準調査会のＨＰ（http://www.jisc.go.jp/）を参照されたい。

３．工事事故防止に係る広報活動として、請負者が行う工事事故防止の取り組み（事故ゼロ宣言等）に係る看板等の設置を推進すること。

別紙

事連協発第499号

平成22年５月31日

公共住宅事業者等連絡協議会　会員各位

公共住宅事業者等連絡協議会

公共住宅建設工事で設置する足場に関する設計図書上の取り扱いについて

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より、当協議会の活動にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、足場からの墜落事故防止については、労働安全衛生規則の一部を改正する省令（平成21年厚生労働省令第23号）が平成21年３月２日に公布、同年６月１日から施行され、「手すり先行工法等に関するガイドライン」が定められたことにより、事連協発第452号（平成21年５月27日付）「公共住宅建設工事で設置する足場に関する設計図書上の取り扱いについて」により、公共住宅建設工事で設置する足場に関して、特記仕様書に「手すり先行工法等に関するガイドライン」に対応した方式により行う旨を記載することを標準とするお願いをしたところです。

今年度においても引き続き、足場からの墜落事故防止については、下記の通り、設計図書に記載することを標準としますのでよろしくお願いいたします。また、「手すり先行工法等に関するガイドライン」第６　留意すべき事項に示されている事項について確実に履行されるよう、請負者に働きかけをしていただくようお願いします。

なお、都道府県会員におかれましては、管内市町村へも周知をお願いします。

記

特記仕様書に以下の事項を記載する。

工事で設置する足場については、「公共住宅建設工事共通仕様書（平成19年度版）の１．２．６施行中の安全確保の２に規定に係わらず、「手すり先行工法等に関するガイドライン」（厚生労働省　平成21年４月）により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の２の（２）手すり据置方式又は（３）手すり先行専用方式により行うこと。

・特記仕様書

平成22年５月31日付
国営整第45号、国営設第31号

「手すり先行足場の特記仕様書等への記載について（通知）」

１．公共建築工事標準仕様書を適用する場合
足場を設ける場合、公共建築工事標準仕様書（建築工事編）平成22年版２．２．４（ｂ）※による他、設置においては、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における２の（２）手すり据置き方式又は（３）手すり先行専用足場方式により行うこと。

情熱と志を持って法制化に挑むべき

今回は、「現場の声を吸い上げ、組織に反映することが肝要」であること等が話され座談会は終了しましたが、別の機会に青年部を紹介していきます。

座談会「ドクターヘリと建設職人社会のあり方」㊦

現場の声を吸い上げて、組織に反映することが肝要!!

國松 孝次氏

佐古 篤彦氏

伊東 雅史氏

小野 大氏

杉山 亮氏

藤田 武敏氏

宮内 大介氏

和田　佐古さん、けしかけるわけじゃありませんが、若いってことは、少々の跳ねっ返りは許してもらえる特権とでも言えるものがありますよね。理事会も生ぬるいな、もっとこうしてやろうじゃないかと、青年部が突き上げるぐらいの活動をしてもらえば、小野理事長始め理事の方々は笑いながら、喜んで受け入れてくれるように思うのですが、いかがですか。

佐古　挑発には乗りません（笑）。それはともかく、何でも言い合える会にしたいなとは思っています。それで、お互いがもやもやした気持ちで活動していたら、つまらないでしょう。だからお互い遠慮なく言い合って気持ちよく活動したいですね。

小野　小野理事長は私の父にあたるわけですが、父だからと言って遠慮する気持ちはありません。やはりＡＣＣＥＳＳの理事会に青年部の意見はこうだと、提言できればいいなと思います。

和田　これは要望でもないのですが、ぜひ青年部の名刺を使いながら、社会的な活動といいますか、社会とも接点をつくって幅広い活動をしてほしいと思います。

杉山　日常の仕事が忙しいからといって、社会的な接点は何も持たなくてもいいという言い訳は使えない時代になってきたと思うのですよ。わたしも今勉強中ですが、社会貢献についてどうあるべきかを、あらゆる角度で考え実行に移していきたいと考えています。

藤田　創業者とわれわれの世代の行う社会への接点は、理念は同じですけれど実施する方法は異なる場合があると思います。だからこそわれわれの世代が社会にどう訴えていくかは、大きな宿題です。それが、國松理事長が言われた「組織化」につながるのかなと感じたところです。われわれ一同、國松理事長から大きなヒントを得たと思いました。

和田　國松理事長、志というのは大切ですよね。

國松　志や情熱は、本当に大切なファクターで、情熱がなければ、何も動かない。先ほど「組織化」ということを申しましたが、組織をつくるだけでは駄目なんです。組織を動かす情熱が伴わなければならない。どうしても、これだけはやるんだという情熱ですね。これがあるかないかで決まります。

ドクターヘリに携わっていますと、分かってくるのです

和田　國松理事長、こうやって話ししてみると、「青年部」には、情熱を持っている人たちの集団の片鱗がうかがえたような気がするんですが（笑）

國松　皆さんの場合、全国仮設安全事業協同組合という立派な組織がある。さらに今回、ルネッサンス連盟という組織もできた。組織はだんだん整いつつあると思うんですね。その中で、いかに組織を活性化し、動かしていくかということについて、青年部が主導的な役割を果たしていくということが大切で、これは、きょうの一つの締めくくりとして言えると思います。

もう一つは、先ほど伊東さんの話では、現場の意見というのがなかなか上に届かないという感覚があるということだったけど、それじゃいかんのですな。やっぱり現場の声というのが、きちんと上にあがっていって組織の活動に反映される、そういう組織が健全な組織です。

だから、現場の声を吸い上げて、それを組織に乗っけていく作業、これもやっぱり皆さんのような青年部が果たすべき役割だと思うんですね。現場の声を伝え、伝わってきた声を、いかに組織の中で、組織を活性化して外に出していくか、この一連のプロセスに対して、青年部がきちっとした役割を果たす。それができるかどうかが今後の課題でしょう。

和田　ありがとうございました。

座談会出席者

▽國松　孝次氏（認定ＮＰＯ法人救急ヘリ病院ネットワーク理事長）
▽佐古　篤彦氏（全国仮設安全事業協同組合青年部会長）
▽伊東　雅史氏（同副会長）
▽小野　大氏（同副会長）
▽杉山　亮氏（同副会長）
▽藤田　武敏氏（同副会長）
▽宮内　大介氏（同副会長）
▽司会・和田　恵（日刊建設通信新聞社取締役企画営業総局長）